

箕面市立病院の指定管理に係る協定書

箕面市（以下「甲」という。）と医療法人協和会（以下「乙」という。）は、箕面市立病院（以下「市立病院」という。）の指定管理に関し、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力し、市立病院を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の責務）

第2条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及びこの協定に定めるところにより、信義に従い、誠実にこれを履行し、市立病院が円滑に運営されるよう管理しなければならない。

2 乙は、市立病院の設置目的及び乙が行う管理運営業務（以下「本業務」という。）の実施に当たり、求められる公共性を十分理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

（指定期間等）

第3条 甲が乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和7年4月1日から、指定期間開始日以降、最初に新築される市立病院（以下「新病院」という。）における業務開始日の前日が属する年度の末日までの期間に20年を加えた期間とする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（管理する施設）

第4条 乙が管理する施設は、次のとおりとする。

- (1) 名称 箕面市立病院
- (2) 所在地 箕面市萱野5丁目7番1号

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって市立病院を管理しなければならない。

3 新病院の開設後は、乙が引き続き新病院を管理するものとする。

（申請、届出）

第5条 乙は市立病院の管理運営に関して必要な免許、許可、認可等を受けなければならない。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第6条 本業務の範囲は次に掲げるものとする。

- (1) 箕面市病院事業の設置等に関する条例（昭和56年箕面市条例第24号。以下「条例」という。）第16条第2項第1号及び第2号に規定する業務
- (2) 利用者に対する物品の販売、その他利用者の利便性向上に資する業務
- (3) 災害発生時において、市立病院以外で行う災害対応に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別に定める業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 甲又は乙は、必要と認めたときは、相手方に対する通知をもって第1項に定める業務の範囲及び仕様書で定める業務の細目の変更を求めることができる。

4 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。

5 業務の範囲又は業務の細目の変更については、前項の協議において決定するものとする。

6 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

(自主事業)

第7条 乙は、前条に定める業務のほか、市立病院の設置目的に整合し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用負担により自主事業を実施することができる。

2 自主事業の実施による収入は、乙の収入とする。

3 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対し事前に自主事業の内容等を書面で提出し、甲の承認を得なければならない。

4 乙は、自主事業を行うために市立病院を使用するときは、甲の目的外使用許可を受けなければならない。

5 条例第16条に規定する指定管理者による管理が終了したとき又は本業務の実施の妨げになる等の事情により甲が必要と認めたときは、乙は自主事業を終了しなければならない。

6 乙は、前項の規定により自主事業を終了する場合は、使用しなくなった施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲が認める場合においては、その限りではない。

(新病院の整備に関する協力)

第8条 乙は、新病院の整備に係る準備等に協力しなければならない。

2 新病院の整備については、箕面市新市立病院整備基本構想に定めるもののほか、甲及び乙が協議の上定める箕面市新市立病院整備基本計画によるものとする。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第9条 乙は、この協定、条例、関係法令等のほか、第22条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第10条 乙は、業務の実施に当たり、あらかじめ甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。

2 乙は、業務の一部を第三者に実施させるときは、すべて乙の責任と費用負担により行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(緊急時の対応)

第11条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲及び甲の関係機関にその旨を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出しなければならない。

3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。

4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

(公益通報等の報告)

第12条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、本業務及び自主事業について通報窓口へ公益通報をすることができる。

2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

3 乙は、本業務及び自主事業について公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口へ報告しなければならない。

4 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

5 乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らし

てはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報公開、文書の管理等)

第13条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的に市立病院の管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。

2 乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。

3 甲は、対象文書であって、甲が保有しないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めることができる。

4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第14条 乙は、個人情報の取扱い等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）その他関係法令を遵守するとともに、箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱（令和5年箕面市訓達第30号）に準拠し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、死者に関する情報の取扱いについては、箕面市死者情報取扱要綱（令和5年箕面市訓令第29号）に準じた対応を行わなければならない。

2 本業務及び第7条に規定する業務の実施に伴って乙が取り扱う個人情報が、甲の保有個人情報に該当する場合、甲は、保護法に基づく開示の請求があったとき等、必要に応じて、乙に対し当該情報の提供を求めることができる。この場合、乙は、その求めに応じなければならない。

3 本業務及び第7条に規定する業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定期間の満了後も同様とする。

4 保護法の罰則規定は、乙並びに本業務及び第7条に規定する業務に従事している者又は従事していた者に対し適用される。

第4章 施設・備品の取扱い

（施設等の維持管理）

- 第15条 乙は、市立病院の土地・建物、附属設備等（以下「施設等」という。）について、仕様書の定めるところにより、適正かつ良好な状態で維持管理するものとし、本業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 乙は、施設等の維持管理に当たり、法令等に定める有資格者を必要に応じて配置しなければならない。
 - 3 維持管理に必要な費用は全額、乙の負担とする。

（施設等の改良工事等）

- 第16条 施設等の改良工事（施設等の原形を変更し、機能向上を伴う工事等をいう。）及び改修工事（施設等の機能維持のために必要な工事等をいう。）若しくは更新等は、甲乙協議の上、行うものとする。
- 2 施設等の保守、修繕等において、設計金額が1件につき1,000万円（消費税及び地方消費税を含む額。以下「税込」という。）以上の場合、甲乙協議の上、行うものとする。
 - 3 施設等の改良工事等において、設計金額が1件につき1,000万円（税込）以上の場合、甲が発注し、1,000万円（税込）未満の場合は乙が発注するものとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、緊急その他の必要性がある場合は、乙がその費用の全額を負担することにより、乙が発注することができる。
 - 5 改良工事等の発注者にかかわらず、施設等の所有権は甲に帰属するものとする。

（備品の貸与）

- 第17条 甲は、別途作成する「貸与備品台帳」に記載する備品を乙に貸与するものとする。
- 2 乙は、甲から貸与された備品を適正に管理しなければならない。
 - 3 乙は、甲から貸与された備品を破損し、又は滅失した場合は、甲との協議により、必要に応じて乙の負担により当該備品と同等以上の機能を有するものを購入又は調達しなければならない。

（備品の修繕、更新等）

- 第18条 備品の修繕、更新及び新規購入（以下「備品の修繕等」という。）は、設計金額が1件につき1,000万円（税込）以上の場合、甲乙協議の上、行うものとする。この場合において、備品の修繕等の発注は甲が行うものとする。ただし、緊急その他の必要性がある場合は、乙がその費用の全額を負担することにより、乙が発注することができる。
- 2 設計金額が1件につき1,000万円（税込）未満の備品の修繕等は、乙が発注する

ものとする。

(乙の保有する備品の使用)

第19条 乙は、市立病院以外の施設において乙が保有している備品について、安全に機能することを確認した上で、市立病院で使用することができる。

(備品の帰属)

第20条 第17条第1項に規定する備品及び第18条第1項の規定により甲が更新又は新規購入した備品は、甲に帰属する。

2 第17条第3項の規定により購入又は調達した備品及び第18条の規定により乙がその全額を負担して更新又は新規購入した備品は、乙に帰属する。

3 乙は、前2項の備品を業務の履行のためのみに利用するものとし、第三者に当該備品に係る権利を譲渡し、又は貸与してはならない。

4 乙は、原則として、第2項の備品を指定期間終了時に甲に対し無償譲渡するものとする。

(情報システムの運用管理・保守、更新等)

第21条 乙は、個人情報情報の漏えい、滅失及び毀損の防止のために必要な措置及び災害時等のシステムダウンやネットワーク攻撃に対する対応策を講じた上で、情報システムを適切に運用管理しなければならない。

2 情報システムの運用管理、保守、新たなシステム導入に必要な費用は全額、乙の負担とする。ただし、新病院開院時の情報システム導入に係る費用負担については、第35条の規定によるものとする。

第5章 事業計画及び事業報告

(事業計画書等の提出等)

第22条 乙は、毎年度、甲が指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を得なければならない。

(1) 事業計画

(2) 施設、附属設備等の維持管理・改修計画

(3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めるもの

2 前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲乙協議の上、行うものとする。

(事業報告書等の提出)

第23条 乙は、毎年度終了後3か月以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書を甲に提出しなければならない。

2 月次の業務報告等の取扱いは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（事業実施状況等の確認）

第24条 甲は、前条の規定に基づき乙から事業報告等の提出があったときは、事業の実施状況等の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、事業の実施状況等を確認する必要があると認めるときは、法第244条の2第10項の規定に基づき、乙に対して必要な報告を求め、実地に調査することができる。乙は、特段の事情がない限り、これに応じなければならない。

（年報の作成）

第25条 乙は、市立病院の管理運営状況を明らかにするために、年度ごとに年報を作成するものとする。

2 年報の内容は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（重要事項等の届出）

第26条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第19条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 法人の名称及び所在地
- (2) 法人の定款の記載事項
- (3) 法人の代表者
- (4) 法人の登記事項証明書の記載事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

2 乙は、医療法その他関係法令に基づき国又は大阪府に届出を行うときは、甲と協議し、承認を受けなければならない。

（その他の報告）

第27条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第6章 評価及び改善指示等

（評価への協力等）

第28条 乙は、条例第26条第2項の規定に基づき箕面市立病院指定管理者評価委員会が実施する点検及び評価に協力するとともに、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケート
- (2) 点検及び評価の実施に必要な統計データ等の提供

(3) 当該委員会への出席及び説明

(4) 前各号に掲げるもののほか、点検及び評価の実施に必要な事項

(業務の改善指示)

第29条 甲は、第24条に規定する確認又は実地調査、若しくは前条に規定する点検及び評価の結果を受けて必要と認めるときは、法第244条の2第10項の規定により、乙に対して業務の改善を指示するものとする。

2 乙は、前項に規定する指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(箕面市議会市立病院評価委員会への協力)

第30条 乙は、箕面市議会が設置する市立病院評価委員会に出席し、説明するなど必要な協力をしなければならない。

第7章 指定管理料及び利用料金等

(指定管理料)

第31条 甲は、政策的医療の提供の対価として、乙に毎事業年度、指定管理料を支払う。

2 指定管理料の額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第7条の規定に基づき国が作成する地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類（地方財政計画）を参考に甲が算定した額を基本とし、甲の予算額の範囲内とする。

(補助金の交付)

第32条 甲は、乙が災害医療、新興感染症発生・まん延時における医療等を効果的かつ効率的に実施するために必要と認めるとき又はみんなの箕面の緑の寄附条例（平成21年箕面市条例第1号）に基づく寄附金を本業務の実施に充てるときは、予算の範囲内において乙に補助金を交付することができる。

2 甲は、新病院の業務開始が令和11年1月1日以降になった場合、令和11年1月1日から新病院の業務開始日の前日までの間の市立病院の財政基盤の安定を図るため、予算の範囲内において乙に補助金を交付することができる。

3 甲は、前2項の規定に基づき補助金を交付しようとするときは、補助金交付要綱を定め、補助金交付の要件、交付額、交付方法、その他必要な事項を乙に示さなければならない。

4 乙は、補助金の交付を受けようとするときは、当該要綱に基づき所要の措置を講じなければならない。

(利用料金)

第33条 甲は、市立病院の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として収受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

(その他の収入)

第34条 乙は、次の各号に掲げるものを自らの収入として収受することができる。

- (1) 第6条第1項第2号に規定する物品の販売、その他利用者の利便性向上に資する業務による収入
- (2) 第7条に規定する自主事業による収入
- (3) その他市立病院の管理運営に付随する収入

(指定管理者負担金)

第35条 乙は、次の各号に掲げる額を指定管理者負担金として、甲に支払うものとする。

- (1) 指定期間開始日前に甲が取得した市立病院の資産（乙が業務に使用しない資産は除く。）に係る指定管理者負担金は、毎事業年度の減価償却費相当額の2分の1を基礎とし、毎年度締結する確認書（以下「確認書」という。）で定める額。ただし、指定期間開始日から新病院での業務開始前日までの間は、当該負担金の支払いを免除する。
- (2) 新病院整備に係る資産のうち病院建物（駐車場を除く。）及び医療機器等の取得に充てるために発行した病院事業債（特別分）に係る指定管理者負担金は、毎事業年度の元利償還金相当額に100分の42.5を乗じて得た額を基礎とし、確認書で定める額。
- (3) 新病院整備に係る資産のうち病院建物（駐車場を除く。）の取得に充てるために発行した病院事業債（特別分）以外の病院事業債に係る指定管理者負担金は、毎事業年度の元利償還金相当額のうち、1㎡当たりの建築単価が交付税措置の上限単価から76万5千円までに相当する額に、2分の1を乗じて得た額を基礎とし、確認書で定める額。
- (4) 新病院整備に係る資産のうち病院建物（駐車場を除く。）の取得に充てるために令和10年度以降に発行した交付税措置のある病院事業債に係る指定管理者負担金は、次に掲げる額を基礎とし、確認書で定める額。ただし、令和10年度以降も特別分の交付税措置が適用された場合は、(2)によるものとする。
 - イ 新病院の業務開始が令和10年12月末日までの場合、毎事業年度の元利償還金相当額に2分の1を乗じて得た額
 - ロ 新病院の業務開始が令和11年1月1日以降になった場合、毎事業年度の元利償還金相当額に100分の42.5を乗じて得た額

(5) (2)、(3) 及び (4) を除き、指定期間開始日以降に取得した資産のうち、設計金額1件につき1,000万円(税込)以上のもので、病院事業債で取得したのものについては毎事業年度の元利償還金の2分の1に相当する額、病院事業債で取得したもの以外については毎事業年度の減価償却費の2分の1に相当する額を基礎とし、確認書で定める額。

(6) 第16条第2項に規定する施設等の保守、修繕等及び第18条第1項に規定する備品の修繕のうち、甲が発注したものは、それに要した費用の2分の1に相当する額を基礎とし、確認書で定める額。

2 病院事業債の償還方法等は、関係機関と協議調整の上、甲が決定する。

第8章 損害賠償及び不可抗力

(リスク分担)

第36条 市立病院の管理に伴うリスク(予測できない危険及び責任の負担をいう。)の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙1「リスク分担表」のとおりとする。

(医療事故等の対応)

第37条 乙による医療行為に係る事故等が発生した場合、乙は、適切な措置をとらなければならない。

2 乙は、前項に規定する事故等のうち、別紙2「医療事故の分類」に掲げる事故については、速やかに甲に報告しなければならない。

3 乙は、誠意をもって事故等の相手方に対応するものとし、相手方に与えた損害に対しては、乙がその責を負うものとする。

(損害賠償等)

第38条 前条に定めるもののほか、乙は、市立病院の管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたとき及び市立病院の施設等を破壊又は滅失したときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たらなければならない。ただし、前項ただし書の規定により甲の負担とするものとされた場合を除く。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（賠償責任保険の加入）

第39条 乙は、本業務の実施に当たり、医療事故賠償責任保険のほか、市立病院の施設、附属設備等及び第三者の身体又は財物に対する施設賠償責任保険に加入しなければならない。

（不可抗力発生時の対応）

第40条 乙は、不可抗力が発生した場合において、その影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（不可抗力によって発生した費用負担等）

第41条 乙は、不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

（不可抗力による業務実施の免除）

第42条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不可抗力により影響を受ける限度において、この協定に定める業務を免れるものとする。

2 前項の規定により、政策的医療の提供に属する業務を実施できなかった場合、甲乙協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことに相当する分の指定管理料を支払わないものとする。

第9章 指定の取消し

（指定の取消し等）

第43条 甲は、条例第20条第1項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による指定の取消し等により乙に生じた損害について、甲は一切その責を負わない。

3 甲は、第1項の規定による指定の取消し等を命じた場合、乙に対して損害賠償及び違約金の支払いを求めることができる。

4 前項に規定する違約金の額は、指定の取消しを受けた日の属する年度に乙が負担すべき指定管理者負担金の額に2を乗じて得た額とする。

（乙による指定の取消しの申出）

第44条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、

- 管理を行わないこととなる日の2年以上前までに、甲に申し出なければならない。
- 2 甲は、前項の申出を受けたときは、乙と協議の上、その処置を決定するものとする。
 - 3 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し)

- 第45条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。
- 2 前項の協議の結果、甲及び乙がやむを得ないと判断するときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。
 - 3 前項の規定による指定の取消しによって甲及び乙に発生する損害、損失及び増加費用の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(指定取消し等の場合の指定管理料)

- 第46条 第43条から前条までの規定による指定の取消し又は業務の停止により、乙が政策的医療の提供に属する業務を実施しなかった場合、甲乙協議の上、乙が当該業務を実施しなかったことに相当する分の指定管理料を支払わないものとする。

第10章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

- 第47条 乙は、指定期間が満了したとき、又は条例第20条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、医療サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて円滑に事務を引き継がなければならない。
- 2 引継ぎに要する費用は、乙の負担とする。

(原状回復義務)

- 第48条 乙は、指定期間が満了したとき、又は条例第20条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等について、乙の責めに帰すべき破損又は汚損した部分を速やかに原状に回復しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙はその管理しなくなった施設等を原状に回復せず、甲が定める状態で甲に対して市立病院を明け渡すことができるものとする。

第11章 その他

（職員の処遇）

第49条 職員の処遇について、乙は次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- （1）市立病院を令和7年3月31日に退職し、乙への就職を希望する職員は、特段の事情がない限り全員採用しなければならない。
- （2）採用後は、法令等の定めに基づき最低でも65歳までの雇用を確保しなければならない。

（人材確保のための財政支援）

第50条 甲は、乙が行う人材確保策に対し、必要と認める場合は、財政支援を行うものとする。

（権利、義務の譲渡の禁止）

第51条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

（協定の変更）

第52条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

（疑義の解釈）

第53条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、これを定めるものとする。

（裁判所管轄）

第54条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（協定書の効力）

第55条 この協定は、箕面市議会において、市立病院に係る「指定管理者の指定の件」について議決を得て効力を生ずるものとする。議決が得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、それまでの甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害賠償その他一切の請求は行わないものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年（2024年）2月20日

甲) 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 上島 一彦

乙) 兵庫県川西市火打一丁目7番13号

医療法人協和会 理事長 北川 透

【別紙1】 リスク分担表

内容		リスク分担	
		甲	乙
包括的管理責任		○	
必要な資金の確保			○
物価、金利及び為替レートの変動			○
施設競合及び需要変動			○
法令の変更（税制・診療報酬の改定を除く）		甲乙協議による	
税制・診療報酬の改定			○
指定管理業務の 中止・中断・遅延	甲の責任によるもの	○	
	乙の責任によるもの		○
	甲乙いずれの責めにも帰しがたいもの	甲乙協議による	
乙の事業放棄・破綻			○
施設、備品等の損傷による 追加支出	設置瑕疵（施設の構造上等の不備）によるもの	○	
	管理瑕疵（施設の運営・維持管理上の不備）によるもの		○
	乙の故意又は過失によるもの		○
事故等に伴う損害賠償	医療事故		○
	設置瑕疵（施設の構造上等の不備）によるもの	○	
	管理瑕疵（施設の運営・維持管理上の不備）によるもの		○
	乙の故意又は過失によるもの		○
情報漏えいやそれに伴う 犯罪発生等	管理や警備不備等、指定管理者の責任によるもの		○
	乙の故意又は過失によるもの		○
	第三者の悪意等によるもの	甲乙協議による	
天災等、甲乙いずれの責めにも帰しがたい不可抗力によるもの		甲乙協議による	

【別紙2】医療事故の分類

障害の継続性	障害の程度	内容
一過性	高度	濃厚な処置や治療を要した（バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など）
永続的	軽度 ～中等度	永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない
永続的	中等度 ～高度	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題は伴う
死亡	—	死亡（原疾患の自然経過によるものを除く）

※「国立大学附属病院医療安全管理協議会」作成のインシデント影響度分類に準じて整理。

箕面市立病院の指定管理に係る業務仕様書

1. 指定管理者が行う業務

(1) 診療等に関すること

①箕面市立病院（以下「市立病院」という。）が提供する入院診療、外来診療等の医療及び医療関連行為並びに関係業務（診察、相談、検査、処置、手術、調剤、投薬、看護、診断、給食、霊安、受付会計等すべての業務）

ア 基本的な医療機能

a 急性期を中心とした医療の提供

※継続して地域医療支援病院、大阪府がん診療拠点病院となることを基本とする。

b 次に掲げる政策的医療の提供

- ・救急医療（二次救急）
- ・小児医療
- ・災害医療
- ・新興感染症拡大時の医療

c 回復期リハビリテーション医療の提供

※ただし、指定期間開始日以降、最初に新築される市立病院（以下「新病院」という。）における業務開始日の前日までに限る。

※新病院での業務開始以降も、回復期リハビリテーションが必要な患者に適切に医療サービスが提供されるよう、地域の医療機関と綿密な連携を図ること。

d その他市民ニーズや他の医療機関との役割分担を踏まえた医療の提供

イ 診療日・診療時間等

次のとおりとする。ただし、市民の利便性向上に資する範囲において、指定管理者が特に必要と認めるときは、箕面市（以下「市」という。）の承認を得て変更することができる。

- a 診療日 月曜日から金曜日まで
- b 診療時間 午前9時から午後5時まで
- c 受付時間 午前8時30分から午前11時30分まで
- d 休診日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月30日から翌年の1月3日までの日

ウ 診療科

次のとおりとする。ただし、医師や必要な設備の確保に最大限努めたにも関わらず、実施条件が整わなかった場合を除く。なお、診療科の再編や新たな診療科の設置等については、市と指定管理者とで協議の上、決定する。

内科（総合）、消化器内科、循環器内科、血液内科、糖尿病・内分泌代謝内科、神経内科、呼吸器・免疫内科、腎臓内科（入院・外来診療は必須とせず、他科からの相談・診療依頼ができる体制を基本とする）、感染症内科、緩和ケア内科、精神科、小児科、外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺・甲状腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科（分娩を実施する場合は、助産施設の指定を受けることを前提とする）、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、放射線治療科、病理診断科、救急科、麻酔科、歯科（※休日診療に対応する場合に限る）

エ 患者の引継ぎ

在院している入院患者及び指定期間開始日の前日までに継続して通院している外来患者を、原則として引き継ぐこと。特別の事情があって引き継ぐことが困難な場合は、対応できる医療機関に確実に引き継ぐこと。

オ 外来診療

- a 地域医療支援病院として、地域の医療機関と適切な役割分担を行うこと。
- b 各診療科の診療は、患者が受診しやすいよう配慮すること。
- c 必要に応じて、市民の医療需要に対応した専門外来等を実施すること。

カ 入院診療

原則として、箕面市立病院の指定管理に係る協定書（以下「協定書」という）締結時の看護配置を維持すること。

キ 看護

- a 患者の状況に応じた、適切な看護ケアを行うこと。
- b 看護基準・手順を定め、適切に運営すること。
- c 職員に対して体系的な継続教育を行うこと。
- d 夜間勤務における勤務時間は、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針（平成4年文部省・厚生省・労働省告示第1号）に準じること。

ク 検査・中央診療

診療に必要な検査、手術、処置・治療、調剤・投薬、食事提供、相談支援等について、適切に運営すること。

ケ 事務管理

病院運営・管理に必要な総務、医療事務、施設維持管理、用度・購買、人事労務管理、経営管理・企画、財務経理等について、適切に運営すること。

コ 医師、看護師等の人材育成

- a 臨床研修指定病院（基幹型又は協力型）として人材育成を行うこと。また学生実習についても積極的に受け入れる体制を整備すること。
- b 地域医療支援病院として、地域の医療従事者を対象とした研修会、カンファレンス等を開催し、地域医療の質の向上、医療従事者の育成に努めること。

サ 地域医療機関等との連携・支援機能

- a 患者の入退院支援について、適切に運営すること。
- b 箕面市医師会・歯科医師会・薬剤師会や、地域医療機関との適切な連携と関係構築に努めること。
- c 介護・福祉サービス提供事業所と適切かつ積極的な連携を図ること。また、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、児童福祉施設等の求めに応じ、原則として協力病院となること。特に、現在協力病院となっている場合については継続を前提とする。
- d 緊急的に施設入所を必要とする者に対する健康診断等について、市からの求めに応じて可能な限り協力すること。
- e 患者や市民への地域医療に対する啓発活動、情報提供活動等、地域医療の質を向上させる取組みを推進すること。

シ その他

- a 現在の市立病院内で市が休日診療（内科・歯科）を実施するに当たり、市と協議の上、必要な協力・連携を行うこと。
- b 市の産後ケア事業について、市と協議の上、必要な体制を構築すること。
- c 一般財団法人箕面市医療保健センターと協力・連携を行うこと。また、同センターが実施する健診業務のうち一部検査業務の委託について、市又は同センターから依頼があった場合は、これに応じること。なお、受託金額については診療報酬と同程度の金額を想定しているが、受託に係る諸条件の詳細については協議するものとする。
- d 現在の市立病院における駐車場の運営、新病院における駐車場の整備・運営は市が行う。指定管理者は、駐車料金の減免処理等、必要な協力を行うこと。
- e 指定管理者は、医薬品、診療材料、医療機器等の治験、成績試験等を行うことができる。ただし、これらを行う場合は、被験者の安全を第一として行わなければならない。

②留意事項

ア 医療監視等への対応

医療法第25条第1項の規定に基づく立ち入り検査（医療監視）や、厚生労働省近畿厚生局が実施する随時調査に適切に対応すること。また、その結果を市に報告すること。

イ 第三者評価の受審

日本医療機能評価機構等による第三者評価を受審し、医療の質の向上に努めること。また、受審結果を市に提出すること。

ウ 医療における安全管理

医療法第6条の12及び医療法施行規則第1条の11の規定に基づき、安全管理のための体制を確保し、安全な医療を提供すること。また、「医療機関における院内感染対策について」（平成26年12月19日医政地発1219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づき感染防止策を徹底すること。

エ 医療倫理に基づく医療の提供

患者や患者家族に対し十分な説明を行い、同意のもとに医療を提供し、患者の権利を遵守する患者中心の医療を提供すること。また、患者の求めに応じて診療録の開示を適切に行うとともに、倫理委員会を設置し、適切な医療提供に関する管理体制を整えること。

オ 適切な広報・広聴

病院ホームページの開設、広報紙の発行等により、医療サービスの提供状況や経営状況等について適切な内容・方法により広報し、病院運営の透明性確保に努めること。また、意見箱の常設や、年1回以上の利用者へのアンケートの実施等により、幅広く患者等の意見を聴き、運営に反映すること。

カ 医療データベースの構築と情報提供

市立病院の電子カルテシステムにより蓄積された医療情報を引継ぎ利活用するとともに、地域医療ネットワークシステム（インターネットを活用して、地域の医療機関が市立病院に保存されている診療情報を参照するシステムのこと。）の運用を継続すること。

キ 災害時等の対応

「箕面市地域防災計画」、「箕面市新型インフルエンザ等対策行動計画」等の市の計画に基づき、市災害医療センター等としての役割を果たすこと。また、「箕面市地震時業務継続計画」や「箕面市新型インフルエンザウイルス等の感染拡大時における業務継続計画」に準拠し、災害発生時や新型インフル

エンザウイルス等感染拡大時に備え、業務継続計画（BCP）を策定すること。

ク 委託・賃貸借契約等の取扱い

市立病院が契約している委託・賃貸借契約等のうち、指定管理者が業務を開始する際に契約期間が残っているものは、指定管理者の責任により、契約の継続是非を検討すること。ただし、次に掲げる契約は、それぞれ契約期間満了まで又は新病院開院までの間、契約を継続すること。

【契約期間満了まで継続すべきもの】

- ・CT装置メンテナンスリース契約

【新病院開院までの間、現行の規程等に準じて継続すべきもの】

- ・院内保育所運営業務委託契約
- ・看護師宿舍賃貸借契約

(2) 市立病院の土地・建物、附属設備等の維持管理等に関すること

①土地・建物、附属設備等の維持管理

指定管理者は、患者及び来院者の安全を第一とし、土地・建物、附属設備等（「施設等」という。）の機能と環境を良好に維持すること。

また、医療等の提供が円滑に行われるよう、日常点検、法定点検等の保守管理業務を行うとともに、必要な検査等を受けること。

②清掃業務

良好な衛生環境、美観を維持するために必要な清掃業務を実施すること。清掃業務の頻度やその内容については、指定管理者が施設等の状態や使用頻度等に応じて適切に行うこと。

③その他、施設等の管理運営に付随する業務

ア 危機管理体制の整備

協定書に定めるところにより、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成するとともに、非常時の危機管理体制を整備すること。

イ 周辺住民等への苦情、紛争の処理

市立病院の管理運営に伴う周辺住民等からの苦情、紛争に適切に対応するとともに、必要に応じて市と連携し処理すること。

ウ 廃棄物の処理

市立病院の管理運営に伴い排出される廃棄物については、廃棄物処理計画を定め適切に処理すること。

- (3) 利用者に対する物品の販売、その他利用者の利便性向上に資する業務
患者及びその他の来院者の利便性向上のため、売店その他施設、設備を設置、運営すること。

3. 業務全般に係る留意事項

協定書に定めのあるもののほか、次の事項に留意すること。

(1) 環境への配慮

業務の遂行に当たって地球温暖化防止等、環境に配慮すること。

(2) ユニバーサルデザイン

すべての来院者にとって利用しやすく、安心安全な施設となるよう、配慮すること。現在の市立病院における指定管理期間中は、最低でも現状以上の環境を維持することとし、新病院の整備においては、ユニバーサルデザインの観点から、設計時及び運営開始後にも最大限工夫を凝らすこと。特に、バリアフリー対応も含めた障害者へ合理的配慮をするとともに、外国人患者への配慮として、院内案内や問診表等の多言語表記のほか、多言語医療通訳に係る設備の整備、必要な情報にアクセスできる機器や掲示等の設置、通訳ボランティアによる相談体制の構築をめざすこと。

(3) 帳簿の記帳

指定管理者は、市立病院の管理運営に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類について、次年度の4月1日から起算して10年間保存すること。また、これらの書類について市が閲覧を求めた場合は、速やかにこれに応じること。

(4) 研修等の制度

医師、看護師、医療技術職員等に対する研修や自己研鑽のための制度を整備すること。

(5) 子育て支援制度等

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確保に取り組むこと。また、子育て支援制度として、新病院開院前にあつては、現在の市立病院において保育の実施を継続し（1.（1）②ク参照）、新病院開院後にあつては、指定管理者の責任において適切に保育を確保すること。

4. 利用料金

(1) 利用料金の額

利用料金の額は、箕面市病院事業の設置等に関する条例に基づき、指定管理者が市の承認を得て定めること。

(2) 利用料金の減額又は免除

指定管理者は、市が定める基準に従い、利用料金を減額又は免除することができる。

5. 仕様書の改定

市及び指定管理者は、業務の前提条件や内容の変更その他特別な事情があるときは、協議によりこの仕様書を改定することができる。